

CBD 関連製品に関する注意喚起

令和 7 年 9 月 22 日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- 昨今、当地におきまして、CBD 関連製品を所持していたことで邦人が逮捕拘束される事例が複数発生しています。
- ドバイ国際空港における乗り継ぎ時の検査によって CBD 関連製品が発見され、逮捕拘束された事例も生じています。

【本文】

日本国内や他国において「麻薬に該当しない」CBD 関連製品※として流通している商品であっても、当地では麻薬として摘発の対象となることがあります。十分注意してください。

※ カンナビジオール（CBD）、カンナビノール（CBN）またはカンナビゲロール（CBG）を含有する製品

CBD 関連製品の日本への輸入に関し、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部がホームページを開設していますので、参考としてください。

<https://www.ncd.mhlw.go.jp/cbd.html>

以上